

船舶事故調査（漁船第五十一勇仁丸火災）について
（経過報告）

令和5年2月16日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和4年3月21日、鹿児島県種子島南東方沖の太平洋上において発生した船舶事故（漁船第五十一勇仁丸火災）について、令和4年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。したがって、本調査については、本件船舶事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

漁船第五十一勇仁丸（以下「本船」という。）は、船長ほか7人が乗り組み、種子島南東方沖の太平洋上において、令和4年3月21日03時00分ごろ～05時00分ごろの間に機関室付近で火災が発生し、その後沈没した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和4年3月21日、本調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、本船の同型船の調査、出港からの位置情報記録の調査等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

本船は、船長ほか7人が乗り組み、令和4年3月14日和歌山県勝浦漁港を出港し、3月16日から種子島南東方沖の漁場でまぐろ延縄漁に従事していたところ、3月21日03時00分ごろ～05時00分ごろの間に機関室付近で火災が発生した。

乗組員は、付近を航行中の船舶及び来援した巡視船により4人が発見、救助されたが、機関長は後に死亡が確認され、乗組員1人が負傷した。また、船長及びその他の乗組員3人が行方不明となった。

本船は、巡視船による消火活動が行われたものの、17時00分ごろ沈没した。



写真 本船（右舷船尾から全景、本事故前）

(2) 死傷者

死亡1人（機関長）、行方不明4人（船長及び乗組員3人）、重傷1人（乗組員）

(3) 船舶の損傷等

全損

(4) 気象・海象

天気 晴れ又は曇り、風向 不詳、風速 3m/s以下（03時）

風浪 波向 不明、周期 2～4秒、波高 1m未満（03時）

うねり 波向 西北西～北北西、周期 10～12秒、波高 1m前後（03時）

海面水温 約21℃

常用薄明時刻 05時46分ごろ

日出時刻 06時14分ごろ

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策及び被害軽減策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の調査を進める。